

1. 従前計画施行開始から現在までの取組み状況

(1) 住生活基本計画に関わる取組みの経緯

年度	市の取組み
平成 26 年度	·「砂川市住生活基本計画」改訂
平成 27 年度	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充
	・砂川市住み替え支援協議会設立
平成 28 年度	・同協議会における登録物件(空き家バンク)制度開始
一一次 20 千皮	・空き家調査・空き家台帳作成
	・「砂川市空家等対策計画」策定
	建設部建築住宅課に住生活支援係新設
	・建設部建築住宅課内に総合相談窓口設置
平成 29 年度	・【砂川市シルバー人材センター】「空き家等の適正管理に係る協定」締結
	・【住宅金融支援機構】「フラット 35 子育て支援型・地域活性化型に係る相互
	協力に関する協定」締結
平成 30 年度	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充及び「住み替え支援補助制度」開始
十八 30 千尺	・市内空き家一斉実態調査実施
	・「ハートフル住まいる補助制度」見直し・拡充及び「住み替え支援補助制度」拡充
令和3年度	・市内空き家一斉実態調査実施
	·「砂川市公営住宅等長寿命化計画」改訂
令和4年度	・公営住宅跡地を利用した移住・子育て世帯への戸建て用分譲地優遇販売実施
□ 〒和4 年 度	・「砂川市空家等対策計画」改訂
今和 E 左	・砂川市初の特定空家認定・略式代執行実施
令和5年度	・【札幌司法書士会】「砂川市における空き家等対策に関する協定」締結
今和6 年曲	・市内空き家一斉実態調査実施
令和6年度	・「砂川市住生活基本計画」改訂

#

(2) 住生活基本計画に関わる取組みの実績

① 補助金交付実績

《ハートフル住まいる補助制度》

◆ まちなか住まいる(住宅建設または購入)補助金

新築住宅の建設費の一部または建売住宅、中古住宅の購入費の一部を補助する制度。 市が設定する「まちなか居住区域」内で新築・中古住宅の購入をした場合には補助率を優遇、さ

らに市内業者で新築した場合も補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	50	43	35	49	55	47	50	58	61

◆ 永く住まいる(住宅改修)補助金

自ら居住する住宅の外壁・屋根等の改修工事等、断熱改修工事、中古住宅購入後(登記変更後1年 以内)に行う改修工事等を対象に、工事費の一部を補助する制度。市内業者で改修した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	45	49	46	71	97	90	132	133	140

◆ 高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金

介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者が居住する住宅を対象に、手すりの設置や段差の解消等の改修工事費の一部を補助する制度。市内業者で改修した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	20	9	21	33	23	17	26	26	16

◆ 老朽住宅除却費補助金

住環境の向上および市民の安全と安心の確保を目的として、老朽住宅の除却工事費用の一部を補助する制度。市内業者で除却した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	7	10	10	27	39	33	38	39	38

◆ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自然エネルギーの利用を促進することを目的として、住宅用太陽光発電システム設置費用の一部 を補助する制度。市内業者で設置した場合には補助率を優遇。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	2	2	2	2	2	2	12	10	14

《住み替え支援補助制度》

◆ 登録物件促進補助金

砂川市住み替え支援協議会の登録物件(空き家バンク)に空き家情報を登録し、売買または賃貸の契約が成立した場合に補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	14	15	23	16	20	24

◆ 同居近居促進補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居 または近居(同一小学校区または市内の直線距離で2キロメートル以内に居住)した者に対して補 助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	13	27	28	20	24	20

◆ 子育て支援補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入した子育で世帯及び若年夫婦世帯に対して補助 金を交付する制度。

	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
子	・育て支援世帯(件)	20	45	35	29	37	34
	子の数(人)	32	81	64	43	61	54
老	吉年夫婦世帯(件)	1	3	5	12	6	10

◆ 移住促進補助金

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、砂川市外から市内に転入した者に対して補助金を交付する制度。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数(件)	8	15	17	18	16	24

◆ 医療·介護従事者移住定住促進補助金【令和3年4月新規】

新築住宅を建設、建売住宅または中古住宅を購入し、市内の医療・介護施設等に通算1年以上、 かつ週20時間以上勤務している者に対して補助金を交付制度。

年度	R3	R4	R5	
交付件数(件)	9	9	11	

② 総合相談窓口件数

建築住宅課内に総合相談窓口を開設。住み替え支援協議会と連携し、住宅に関する相談をワンストップで対応。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数(件)	74	93	97	68	74	81	92

③ 登録物件(空き家バンク)件数(登録・成約)

申請のあった利用されていない住宅を空き家情報として登録し、市のホームページに公開する制度。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	成約率
新規登録件数(件)	11	14	28	26	20	22	34	25	180	
取下件数(件)	0	2	3	4	2	1	0	0	12	94.0% 158/168
成約件数(件)	4	20	20	19	25	23	28	27	158	

※成約件数とは登録した物件が売買・賃貸契約が成約した件数

④ 空き家把握件数

年3回新たに発生する空き家の把握に努めている。また、3年に一度、把握している全ての空き家について現状を確認するため、一斉実態調査を実施。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
把握件数(件)	252	296	313	332	339	336	338	344

※各年6月時点(H29は7月時点)

⑤ 住み替え支援協議会

高齢者世帯及び子育て世帯が居住する住宅の規模や、世帯構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境づくりを目指して平成28年度に設立。

不動産業者や町内会連合会、福祉事業者、シルバー人材センターなど住み替えに関係する会員で構成。

平成 28 年 5 月設立当初会員数	8名
令和 6年10月末現在会員数	31 名

2. 砂川市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の現状や地域特性に応じた住宅施策の基本目標、基本的な展開方向及び具体的な推進方策を定め、総合的な住宅施策の推進に関する砂川市住生活基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、関係団体等の意見を聴取するため、砂川市住生活基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討を行う。
 - (1) 計画に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認めること。

(委員)

- 第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。
- 2 委員会の委員は、別表に掲げる団体が推薦する者、関係職員等のうちから市長が委嘱し、 又は任命する。
- 3 委員の任期は、計画策定の終了時までとする。

(委員長)

- 第4条 委員長は副市長がその任に当たり、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会を円滑に運営するために、事務局を建設部建築住宅課に置く。

(作業部会)

第7条 委員長は、関係部局の職員等によって構成される作業部会を設置し、計画策定の推進 と庁内調整を図る。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年5月31日から施行する。

別表(第3条関係)

砂川市住生活基本計画策定委員会

		所 属
委員	員 長	副市長
		砂川市社会福祉協議会
		砂川商工会議所
		砂川建設協会
		砂川市地域包括支援センター
		北海道建築士事務所協会空知支部
委	員	総務部長
		市民部長
		保健福祉部長
		経済部長
		建設部長
		その他市長が必要と認める者

3. 砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 砂川市住生活基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、基本的事項の整理、個別事項の選定及び砂川市住生活基本計画策定委員会の運営を円滑に推進するため、砂川市住生活基本計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、計画の策定に関する事項について検討を行うものとする。

(委員)

第3条 作業部会の委員は、別表のとおりとする。

(運営)

- 第4条 作業部会に部会長を置く。
- 2 部会長には、建設部建築住宅課長の職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、必要に応じ、委員以外の者を作業部会へ出席させ、必要な資料の提出若しくは 説明又は意見を求めることができる。

(設置期間)

第5条 作業部会の設置期間は、計画策定の終了時までとする。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は、建設部建築住宅課に置き、事務局員は委員を兼ねる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年5月31日から施行する。

別表(第3条関係)

砂川市住生活基本計画策定作業部会委員

		所 属
		総務部市長公室課長
		総務部政策調整課長
		市民部市民生活課長
		保健福祉部社会福祉課長
		保健福祉部子育て支援課長
委	員	保健福祉部子育て支援課長補佐
		保健福祉部介護福祉課長
		保健福祉部ふれあいセンター所長
		経済部商工労働観光課長
		経済部商工労働観光課副審議監
		建設部土木課長

砂川市住生活基本計画策定作業部会委員

	所属
	建設部建築住宅課長
	建設部建築住宅課住生活支援係長
事務局員	建設部建築住宅課住宅係長
	建設部建築住宅課建築係長
	建設部建築住宅課建築指導係長